

# 社会福祉法人 富樫福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富樫福祉会（以下「法人」という。）定款第8条、第21条の規定及び評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等を基準として、金額は各事業年度の予算において予算額内で定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第14条の規定に準ずる額

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。ただし、同日中に出席、出勤が異なる報酬等の区分に該当するときは、該当する区分の内で高額な日額のみを支給する。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第4条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。ただし、本人が別の方法で指定したときはその方法とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(1時間単位計算の端数の処理)

第8条 1時間単位で報酬を支給する場合に、1時間未満の時間があるときは切り上げる。

(計算金額の端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月16日から施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	月額
理事長	300,000円
業務執行理事	250,000円

別表2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1時間当たり 1,250円

(2) 理事

理事会への出席 (評議員会を含む)	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1時間当たり 1,250円

(3) 監事

監事監査等への出席 (理事会・評議員会を含む)	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1時間当たり 1,250円

(4) 評議員選任・解任委員

監事	評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円
職員	評議員選任・解任委員会への出席	支給しない
外部委員	評議員選任・解任委員会への出席	日額 5,000円